

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議
令和6年度第1回 遊佐沿岸域検討部会

日時：令和7年1月30日(木)14:00～16:00

場所：鳥海温泉 遊楽里 鳥海文化ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報告等・意見交換

- (1) 洋上風力発電事業者の選定結果について
- (2) 公募占用計画について
- (3) 今後の進め方について
- (4) 海底地盤調査について
- (5) 地域共生策の実施に係る基金の造成について

4 そ の 他

5 閉 会

配付資料

(出席者名簿、席次表)

- 【資料 1】「青森県沖日本海(南側)」及び「山形県遊佐町沖」における洋上風力発電事業者の選定結果等について
- 【資料 2】各株主の会社概要
- 【資料 3】公募占用計画の要旨
- 【資料 4】協調・振興策等に係る事業者との調整の進め方
- 【資料 5】海底地盤調査の概要
- 【資料 6】地域共生策の実施に係る基金の造成について
- 【参考資料 1】山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐沿岸域検討部会設置要領

1 開 会

2 挨拶

- ・山形県環境エネルギー部遠藤次長から挨拶。

～以降、三木委員が座長～

3 報告等・意見交換

○ 報告等

- (1) 洋上風力発電事業者の選定結果について
 - ・事務局から資料1に基づき説明。
- (2) 公募占用計画について
 - ・山形遊佐洋上風力合同会社から資料2、3に基づき説明。
- (3) 今後の進め方について
 - ・山形遊佐洋上風力合同会社から資料4に基づき説明。
- (4) 海底地盤調査について
 - ・山形遊佐洋上風力合同会社から資料5に基づき説明。
- (5) 地域共生策の実施に係る基金の造成について
 - ・遊佐町から資料6に基づき説明。

○ 意見交換

＜報告等（1）の説明後＞・・・質疑等無し

＜報告等（2）（3）（4）の説明後＞

伊原委員（山形県漁業協同組合）

遊佐町沖の洋上風力発電事業には長い年月に渡り関わっている。洋上風車と共存するため、漁業者がしっかり漁業を続けていくことができる方向性を検討してきた。その上で述べたいことの1点目は公募占用計画に関して、先ほどの説明では15MW級の風車を30基建てるという話だったが、我々としては、なるべく漁業に支障が出ないように、風車の数や大きさなどについて、慎重に検討して進めてもらいたい。2点目は海底地盤調査について、調査を実施するためには占用許可が必要になる。4月早々に始まる予定であるとのことだが、まずは、漁業者とどう協調していくのか、しっかり話し合った上で進めてもらいたい。3点目は風車と漁業との協調について、これまでの議論の中で「協調」、「振興」、「共存共栄」という言葉は様々な資料で見えた。この言葉は耳障りの良いものであるが、具体的にどのように実施していくかは非常に難しい話になる。今後の若い漁業者のためにも、これをどう進めていくのか、しっかりと検討していかなければならない。協調とは、想定海域の中で、お互いの利害関係者が対立することなく、穏やかに物事を進めていくことができる関係のことだと思っている。風車と漁業との協調に向け、関係漁業者の中で検討を重ねてきた結果、交通船、警戒船、調査船などの仕事を請け負う法人を立ち上げるという結論に至った。4年前に、遊佐町沖でボーリング調査、海底微動アレイ調査、音波探査、コーン貫入試験、それ以外に海底ケーブルの敷設や環境アセスメ

ントの調査などを経験してきたため、この事業に関する仕事についても、我々漁業者で担うことができると考えている。風車と共存共栄していくため、安全にも配慮した法人を立ち上げ、そこで仕事を請け負い、発電事業者と協調しながら共存共栄したい。

吉川部長（山形遊佐洋上風力合同会社（丸紅洋上風力開発株式会社））

御意見いただき感謝申し上げます。協調策については、地域住民の方々と一緒に取り組んでいくという思いで提案している。今後もそういった思いをしっかりと持って、丁寧に対応させていただきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いしたい。

佐藤（勝）委員（吹浦漁業技術研究会）

63歳までサラリーマンをした後、父親が漁師をしていたこともあり、私も漁業を始めた。遊佐町沖には、生まれてからずっと世話になってきたという思いがある。数年前に遊佐町沖の洋上風力の話があった当初は、おそらく漁業者全員が反対だったはずだ。漁業の邪魔になるものが沢山建つという理由から、私は大反対だった。しかし、その後の世の中の動きや今後の漁業、そして後に続く若者のことなどを考えたとき、この洋上風力発電事業は今後必要な道ではないかと考え直すようになった。遊佐町沖の漁業に対する思いは、漁業に携わっている者でないと分からないと思うので、そこも踏まえて話をさせていただく。これまで、様々な場で漁業協調策・振興策に関する要望や提案をしてきた。それが全て認められ、実施されることが確約できるのであれば、漁業者は洋上風車の設置に対してそんなに悪い反応はしないと思う。大体の遊佐地先の漁業者は、反対はしないけれども、様々な不安を未だに持っていることが現状である。洋上風車の設置を予定している海域は、波打ち際から沖合4kmまでのいわゆる共同漁業権区域で、水深は約40mである。サクラマスやカレイ、タイ、ヒラメなど様々な魚が獲れるため、年間を通して好漁場になっている。そして、この漁場は先人から受け継ぎ、守り育ててきた場所である。自分たちの代で、漁業が今までどおり出来なくなってしまうかもしれないということに、責任感や虚しさ、釈然としない気持ちを感じている。洋上風力発電事業の説明の中で、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」という言葉を聞いた。私には未だにその言葉が理解できないので、改めて説明できる方がいれば教えていただきたい。風車が建った後も従来どおりに漁ができることを望んでいるが、果たして本当にそうなのか。また、先ほど伊原委員が話した内容に関連して、風車は必ずしも15MWを30基建てなければならないのか、国内で同様の設置条件で建てているところはあるのか、地元に影響はないのかについても教えていただきたい。身近に建っている風車でいえば、比子下モ山から十里塚までに建っている風車が1基2MW級なので、単純にこの大きさの約6、7倍になるのではないかな。はっきり言って想像できない。それが果たして漁業や周辺住民への健康に影響ないのか。それから、資料1（別紙1）の12ページの中に、「山形県の漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある優れた提案がなされている」、「『山形遊佐洋上風力合同会社』については、山形県漁協への人材派遣による中長期にわたる山形県水産物の販路拡大等、遊佐町漁業の持続的発展に繋がる具体的な手立てを提案しており、特に優れている」と記載されているが、具体的な内容を教えていただきたい。それからもう1点、海底地盤調査について、音波探査の調査方法の詳細を教えていただきたい。

榎課長（事務局）

再エネ海域利用法に規定されている「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」の考え方について、令和5年3月29日の遊佐町沖の法定協議会において、協議会の意見とりまとめを行っている。最終的なとりまとめに至るまでは、遊佐部会や様々な会議の場において、洋上に風車が建てば支障が出ることを前提に、このマイナスの影響に対してどういった手立てを講ずればよいのか、議論を重ねてきた。時間の都合上、詳細はこの場では申し上げないが、結論としては、この意見とりまとめの遊佐地域の将来像の中で、マイナスの影響をゼロまで戻す漁業協調策と、ゼロから将来に向けてより良いものにしていく漁業振興策をとりまとめている。そして事業者には、海面、内水面、鮭孵化の漁業に確実に支障があることを見越した取組みを講じていただくことを前提として、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」という考え方で整理している。なお、事業者がこれから様々な調査やアセスメントを進めていく中で、それに起因する、因果関係がはっきりしたマイナスの影響が出た場合は、事業者には補償という考え方でしっかりと対応してもらうことになる。今後についても、この協議会意見とりまとめの内容を事業者に強く要請していくことを前提に、事業を前に進めていく考えでいるので、御理解いただきたい。また、風車の設置に不安を感じているという部分に関しては、先ほど事業者から説明されたとおり、事業者から地域住民の皆様に対して、しっかりと事業内容を説明してもらう予定である。

吉川部長（山形遊佐洋上風力合同会社（丸紅洋上風力開発株式会社））

御意見いただき感謝申し上げます。漁業や海域に対する強い思いについて、しっかり理解した。息の長い事業となるので、そういった思いをしっかりと受け止めながら、地元との協議を進めていきたいと考えている。漁業や地域への影響については、漁業影響調査や環境アセスメントの手続きを進めていく中で、地域の関係者に加えて、その分野に精通する専門家も呼び、どういった影響があるのかということ进行分析・把握していくことを考えている。こちらも複数年に渡る手続きとなるので、しっかりと地域の皆様の御意見を踏まえながら対応していきたい。また、この手続きのほかに、先ほど申し上げたとおり、地域の皆様に対し、まずはどういった事業であるのかといった説明の場を設けることが大事と考えている。地域共生策については、2月下旬の会議で、我々が提案した内容の詳細を説明させていただく予定である。先ほど申し上げたとおり、丸紅は総合商社で、水産分野を扱っている部署もある。東京の市場に精通する者もいるので、販路拡大などの支援ができるのではないかと考えている。一方で、我々が提案した内容が、必ずしも地域や漁業者の方々の要望に込えているかどうかは分からないため、今後継続して協議し、最適な形を決めていきたいと考えている。現時点で固まっているものがあるわけではない。今後、しっかりと地域と対話しながら進めていきたい。

武川リーダー（山形遊佐洋上風力合同会社（関西電力株式会社））

海底地盤調査に関して、資料5の3ページ目を御覧いただきたい。音波探査については、海底面を捉える調査と、海底より下の地層の分布を捉える調査の2つに大きく大別される。前者の海底面の音波探査は、資料中では南北に縦断する測線で表している。測線の間隔は約80m弱で、大体40測線になると考えている。調査の日数は、終日継続して調査できれば、12日間ほどで完了する予定である。後者の海底下の音波探査は、資料中では濃い紫の線で表しているも

ので、南北に3本、東西に5本ある。この調査の日数は、6日間ほどで完了する予定である。

西村委員（山形県漁業協同組合）

1点目は、資料3の地域共生策の概要に記載されている「吹浦港における養殖支援」についてである。水産業協同組合法によれば、養殖も漁業に附帯する事業であり、漁協の事業に入る。今日は、その取組みについて、我々と一緒に、今後一生をかけて取り組んでいくという覚悟があるのかを伺いたい。(株)丸高は、地域は違うが、岩ガキの漁業について一緒に取り組んできた実績がある。今後養殖事業をするのであれば、まさに今行っている漁業に事業者も入り、責任を持って取り組んでもらう覚悟が必要である。可能であれば、山形遊佐洋上風力合同会社を構成する各社から一言ずつもらいたい。2点目は、我々はこれまでの法定協議会の中で、「漁業に支障がある」と言い切ってきた。そして、再エネ海域利用法には「漁業に支障があれば促進区域の指定はしない」旨の記載がある。漁業に支障があるという部分については、その支障を埋めるため、漁業振興策等検討会議を立ち上げ、プラスマイナスゼロに戻す策を議論してきた経過がある。しかしながら、我々漁業者にとっては、風車が建った後の影響について未だ分からないまま、事業を受け入れてきたということが現実である。不安を抱える一方で、若い漁業者の将来を考え、その責任を果たさなければならないという思いがある。そのため、今後の漁業影響調査について、漁業者が信頼できる会社から実施していただきたい。これは漁業者が選ぶことができると考えている。この点については、資源エネルギー庁の西尾課長補佐に確認したい。

吉川部長（山形遊佐洋上風力合同会社（丸紅洋上風力開発株式会社））

御意見いただき感謝申し上げます。1点目の養殖については、(株)丸高が実証事業を行っている。我々が公募前に地元の方々と話す中で感じたことは、今回の事業を契機として、地元が自立できるような共生策を強く望んでいるということであり、そういった地元の方々の思いに沿うような策を提案している。養殖に関しては、現在(株)丸高が実施している事業を踏まえながら、設備などを提供させていただき、将来的には漁業者の方が自立し、しっかりと生活できる形になるような提案をしている。自立に向けた伴走として、今後支援させていただきたいと考えている。2月下旬の会議では、養殖を含め、提案した地域共生策の内容を説明させていただく。ここでは「提案した内容ではなくて、違う内容にしてほしい」という要望が出てくる可能性もあると考えている。今後の進め方としては、しっかりと説明申し上げた上で、地元関係者の皆様から内容について判断いただく流れで考えている。2点目の漁業影響調査について、我々だけで決めて進めていくつもりは無い。先ほど説明したとおり、検討委員会を構成する委員の選定から相談して進めていきたいと考えている。そしてその検討委員会の中で、漁業影響調査を実施する会社についても、相談しながら一緒に決めていきたいと考えている。調査については、一緒に作り上げて実施していくものという思いであり、我々としてもしっかりと対応していきたい。

西尾課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

国で公募を実施する際には、当然ルールを決めて行っている。そのルールの中に山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめがあり、先ほど説明された漁業影響調査の考え方も含まれ

ている。事業者には、それをしっかり踏まえた形で事業を実施してもらうことがルールになっている。漁業影響調査を実施する事業者をどう決めるのかという点については、このとりまとめの中には記載されていなかったと認識している。したがって、どこの事業者に依頼していくかを含め、どのように調査を実施していくかは、検討委員会を立ち上げ、その中で議論していくと認識している。その検討会議については、漁業者や事業者など、必要に応じて国も構成員として参加することになると考えている。事業者と漁業者におかれては、今後密にコミュニケーションを取りながら、調査の実施内容をしっかりと検討していくことが重要と考える。

高橋代表取締役会長（山形遊佐洋上風力合同会社（株式会社丸高））

当社では、養殖事業に港湾利用者として携わり、試験養殖を成功させている。先ほど発言された西村委員と同じ思いであり、事業を長く続けられるかが重要なポイントだと考えている。皆様御存知のとおり、岩ガキは採り尽くしてしまい、今後どうしていくかが大きな課題となっている。加えて、少子化や後継者不測の課題も抱えており、将来、庄内に海はあるのに漁業ができなくなるのではないかと危惧したことから、この養殖事業を始めた。今回、事業者として選定されたことを受け、これからの地域の漁業をどうしていくかをしっかり協議していきたいと考えている。そういう意味では、漁業に対する補償や何か新しい海の仕事を作るという単純な話にとどまらず、今後の漁業のあり方に関してもっと突っ込んだ協議をしていきたい。魚が獲れない状況が続く、気候変動など環境が変化している。今後の漁業のあり方について検討するにあたっては、事業として長く続かないと意味が無いと考えており、場合によっては当方から地元へ厳しい提案をするときもあるかもしれない。この洋上風力を契機として、共生策として資金を投じながら、地域をより良いものにしていききたいと考えており、ぜひ、一緒に様々な議論をしていきたい。

尾形委員（山形県鮭人工孵化事業連合会）

本日の会議がこれまでと違うことは、公募で勝ち残った山形遊佐洋上風力合同会社が参加しているということだ。これまでの議論の中では、地域の将来像の実現にずっとこだわってきた。遊佐町にとって、またとないチャンスだと思っている。私たちの組織は小さいが、この地域で鮭を育てるという役割を継続して行ってきた。地域の将来像の中に、「選定事業者には、この構想検討と実行を担う『遊佐の企画営業部門』として」という記載があり、この言葉は非常に重いものと考えている。今後、これをどう具現化していくか、私としては非常に期待していると同時に、協力して取り組んでいきたいと考えている。先ほどの(株)丸高 高橋会長の発言の中に「厳しい提案をするときもあるかもしれない」という意見には同感しており、覚悟を持って、しっかり協議していかなければ実現しないものと考えている。歯の浮くような話では進まない。生産性の向上につながり、ひいては遊佐町の将来につながるよう、今後頑張っていきたいと考えているので、事業者には一緒に取り組んでもらいたい。

伊藤委員（西遊佐地区まちづくりの会）

山形遊佐洋上風力合同会社には、この事業で儲けてほしい。そして、しっかりと利益が確保できる事業者であってほしい。会社も良し、遊佐町も良し、そのような姿になることが正常な姿であると考えている。しかしながら、洋上風力発電事業を取り巻く環境は、非常に厳しくなっ

いる。その要因の1つに、為替市場の変動が大きいことが挙げられ、事業者にとっても想定外の建設コストアップの状況にあると推測している。事業者として選定された山形遊佐洋上風力合同会社におかれては、確固たる覚悟を持ち、創意工夫をしながら取り組んでいかなければならない。事業者あつての地域貢献であるので、健全な会社経営を期待するとともに、山形遊佐洋上風力合同会社と遊佐町が良い形で進んでいくことを切に願っている。

佐藤（憲）委員（遊佐地域づくり協議会）

山形遊佐洋上風力合同会社におかれては、今後の進め方等について説明いただき、まず感謝申し上げる。この合同会社には、地元業者も含まれている。今後、地域でさらに対話を重ねていただき、遊佐町の地域活性化への取り組みをしっかりと進めてほしい。一方で、大型風車が長期間に渡って海面を利用することについては、環境や健康への影響等を懸念する声が未だにあることも事実である。事業者には、地域住民に対し、早急に事業計画を具体的に示す場を設け、説明を尽くし、信頼関係を構築した上で、事業を着実に進めていただきたい。我々としては、引き続き地域の声を挙げていくとともに、町等と協力しながら住民への説明を行っていく。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

2点要請する。1点目、遊佐沖の促進区域の一部は、酒田地区と平成12年2月10日に協定を決議した入漁権漁場（入会漁場）となっている。入漁権に基づく漁業行使権の侵害行為は、漁業法第195条に基づき刑事罰の対象となる（漁業法60条）。よって、この海域で事業を行う場合は、上記の侵害行為とならないため、この海域で入漁権漁業を営む漁民全員からの同意を得た上で事業を開始すること。また、許可漁業・自由漁業も実態が積み重なると権利（財産権）に成熟することから、許可漁業・自由漁業を営む漁民全員からの同意も得た上で事業を開始すること（公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱第2条）。2点目、入漁権漁場に風車が建設されれば、漁業の操業に制限がかかることについて異論のある人は居ない。制限がかかるということは、補償が発生するということ（公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱第22条）。どのように補償を行っていくのか、公開での補償協議会の設置を求める。補償条件締結まで、工事は凍結（漁業補償・健康被害補償）。洋上風力発電の導入可能性について、具体的な検討を行うため、2項目を要請する。ここで問題点を処理しておかなければ、酒田地区でも同様の問題が発生することは確実であり、過ちを2度繰り返してはいけない。

榎課長（事務局）

ただいまの五十嵐委員の御意見については、紙面でも頂戴した。内容の趣旨を確認したい部分もあるので、後ほど個別に対応させていただく。

<報告等（5）の説明後>

伊原委員（山形県漁業協同組合）

4回目の法定協議会において、地域共生策のメニューを取りまとめた。この地域共生策が実現できなければ、洋上風力発電事業はやるべきではないと考える。ただ、これを実現するためには、かなりの費用が必要になる。もし、この地域共生策の実施に係る基金が不足した場合、町や誰かが出捐してくれるのか。

太田委員（遊佐町産業課エネルギー政策推進室）

今後、事業者を含めた地元関係者の中で検討していくものと考えている。

西尾課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

協議会意見とりまとめに記載のとおり、基金とは、地域の将来像を含めた地域共生策を実施するための原資として事業者が出捐するものである。基金の総額については、発電設備出力の規模に、kW当たりの単価 250 円と公募占用計画の最大認定期間 30 年を乗じた額としており、このルールをしっかりと守ってもらうという条件の下で、発電事業者の公募を実施している。一番重要なことは、地域の将来像の実現のために地域と事業者が一体となり、基金の使途や実施時期など、様々なことを議論した上で実施していくということであり、しっかりとPDCAを回しながら進めていくことが必要である。

佐藤（勝）委員（吹浦漁業技術研究会）

基金は明朗会計でお願いします。

榎課長（事務局）

先ほど遊佐町から説明されたとおり、基金の造成について、現段階では、町に設置する方向で検討が進んでいる。条例に基づく基金の設置となるので、町の議会の承認が必要になる。また、予算や執行状況についても議会の承認、そして町民や関係者に説明する必要が生じてくる。

西村委員（山形県漁業協同組合）

基金の造成の内容については理解した。基本的にはこのような流れで良いと思うが、この出捐金の使途については、やはり、海上で漁をする漁業が主となると考える。風車が建つことによりどんな影響が出るか分からないが、今後影響が出た場合は、この出捐金を使って凌いでいくという話だと認識している。例えば、もし風車が建った後に原因不明の水揚げ不足があった場合、その支障を受ける漁業者は、この出捐金で食いつないでいかなければいけない。今後の基金に関する議論においては、漁業への影響についても十分に検討し、漁業者の不安を取り除けるようなものであってほしい。

伊原委員（山形県漁業協同組合）

振興策とは協調策の続きであり、協調策でしっかりと取り組んだ上で、振興策で補っていくという考え方でこれまで議論してきた。そして、取りまとめられた協調策・振興策のメニューはかなりのボリュームであるが、これが実現される見込みがないのであれば風車を建てるべきではない。

尾形委員（山形県鮭人工孵化事業連合会）

水産物の高付加価値化については、まさに我々が直面している課題であり、遊佐町めじか地域振興協議会では、毎年、課題解決に向けて取り組んでいる。山形遊佐洋上風力合同会社に、今年の取組みに関する相談をしてもよいか。

吉川部長（山形遊佐洋上風力合同会社（丸紅洋上風力開発株式会社））

先ほど申し上げたとおり、2月下旬の会議の中で、提案した内容をまずは説明させていただきたいと考える。それをベースとして、具体的な話し合いをしていきたい。

尾形委員（山形県鮭人工孵化事業連合会）

基金の金額にはこだわっていない。

＜アドバイザーより＞

中村専務理事（（一社）日本風力発電協会）

先ほども話されていたとおり、洋上風力発電事業は息の長い事業であるため、共存共栄の考え方をベースとし、地元と事業者が一緒になって進めていくことが重要である。また、共存共栄の実現のためには、地元関係者と事業者による対話を丁寧に継続し、相互理解を深めていくことが肝要である。本日は、選定事業者から種々の説明がされた一方で、漁業関係者を中心に地元の皆様からの懸念も含めた率直な御意見の表明があった。今後においても、このような丁寧な対話をしていく場を設けていかれることを願いたい。

中原上席研究員（神奈川大学海とみなと研究所）

先ほど（一社）日本風力発電協会の中村専務理事からも話されたとおり、このような対話の機会が今後も繰り返し持たれることを期待している。また、本日の話し合いの中で事業者から表明された、地元での説明会を開催すること、漁業影響調査についての検討委員会を設置することについても、関係者で話し合いながら進めてもらえればと考える。資料6の基金の造成について、「町に設置する」という部分への理解が難しかった。つまり、町の特別会計として管理するのか、基金の銀行口座を別に開設して、それを町で管理するのか、この辺りを具体的にどうするのか今後整理していくと良い。財団法人を作ってそこで管理する方法もある。いくつか選択肢はあると思うので、考えられる選択肢をきちんと整理し、検討した上で設置してもらえば良いと考える。また、資料6の4ページ目の今後の課題について、町に基金を設置する場合、条例の制定は必要とあるが、場合によっては条例案についてパブリックコメントに付しても良いと考える。また、基金の使途の透明性などを担保するために、事務局体制や監査体制をしっかり整えることは非常に重要であり、場合によっては全国レベルの有識者も加えたアドバイザリーボードのようなものを設置することも検討して良いと考える。その辺りは多角的な視点で検討いただき、じっくりと計画を練った上で基金の造成を進めてもらいたい。

三木座長（東北公益文科大学）

本日は委員の皆様それぞれの立場から貴重な御意見や御質問をいただき、また、中村アドバイザー、中原アドバイザーからも御助言をいただき感謝申し上げます。本日頂戴した御意見等は地域の声そのものということで、大変重要なものだとは認識している。山形遊佐洋上風力合同会社におかれては、地元の思いを踏まえた上でしっかりと取組みを進めていただければと考え

る。また、地域の皆様におかれても、事業者任せだけでなく、自らも地域の発展に取り組んでいくという姿勢で、お互いに共存共栄に向けて取組みを進めていただければと考える。

遠藤次長（山形県環境エネルギー部）

本日は貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。三木部会長からあったとおり、事業者と地元は、共に地域の将来像の実現に向けて取り組んでいくことが求められると考える。県としては、国や町、地元関係者、山形遊佐洋上風力合同会社と連携し、地域協調型の洋上風力発電の実現を通して地域の活性化に資するよう取り組んでいきたい。引き続き皆様からの御指導、御協力をよろしくお願いします。

三木座長（東北公益文科大学）

以上で議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

4 そ の 他

- ・事務局から、次回遊佐部会は9月以降の開催予定である旨を連絡。

5 閉 会

〔了〕